

## 行政監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査の結果（令和4年2月8日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和4年4月6日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	菊	地	健	太郎
同	武	田		聡

行 第 3 6 号  
令和4年3月31日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝 弘

令和3年度行政監査に係る令和3年度末の措置状況について(通知)

令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」に係る令和4年3月末の措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通知内容 別紙「監査結果についての措置状況報告書（令和3年度末時点）」

監査結果に係る年度末の措置状況報告書

令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」

着眼点1	プロポーザル方式による契約とした具体的根拠及びその理由は適切か。
着眼点2	実施要領等の策定及び審査委員会の設置等は適切に行われているか。
着眼点3	選定の対象となる事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。
着眼点4	事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務等の手続き等は適正か。
着眼点5	契約において、事業者の提案内容が反映されたものとなっており、また成果の検証はされているか。

通 No	項目	監査の意見	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
1	着眼点1	地方公共団体の契約方法は、地方自治法の規定により一般競争入札が原則とされており、随意契約は例外的なものとしていることから、理由については価格のみによる競争になじまないこと、プロポーザル方式が最もふさわしい方法である旨を具体的に明記するようにされたい。	-	-	個別事項にて回答
2	着眼点2	プロポーザル審査委員会の評価基準について、業務の内容が達成可能と判断するための最低基準を定めていないものがあった。契約の目的が達成できない可能性も考えられるので、最低基準を必ず定められたい。	-	-	個別事項にて回答
3	着眼点3	事業者からの質問について適切に回答していないものや、参加資格の適否について事業者には通知しないまま手続きを進めていた契約が見受けられた。	-	-	個別事項にて回答
		一概に募集期間が参加者数に影響しているとは言えないが、より多くの事業者から参加をいただき、提案内容の質の向上を図るためにも、余裕をもった期間設定が望まれる。	財政部	契約課	プロポーザル方式による契約事務について、適正な運用となるよう取扱いについて再度周知する。
4	着眼点4	一連の契約事務を行う上で、起案の順序が適正でないもの等基本的な事務手続きがなされていないものが散見された。	財政部	契約課	プロポーザル方式による契約事務について、適正な運用となるよう取扱いについて再度周知する。
		公募型プロポーザル方式実施手順に加え、財務会計の手引きも合わせて確認のうえ、適正に事務を執行されたい。	-	-	個別事項にて回答
5	着眼点5	事業者から企画提案時に提示された内容や目標については、審査の際の判断材料の一つとなり得るものである。契約締結時には、提案内容の履行について協議し、業務完了後には、提案内容等について、達成や実施がされたか検証、確認をするよう努められたい。	-	-	個別事項にて回答
		プロポーザル方式を採用する趣旨に鑑みれば、価格競争によらず、専門性やより優れた成果を期待して事業者から企画提案を受けるものであるから、業務の質の向上を目指すことが重要であり、プロポーザル方式を採用した効果や成果について具体的に検証することが必要と考えられる。検証結果については、きちんと記録にとどめ、関連する業務の執行や、他のプロポーザル方式による契約に反映できるように努められたい。	財政部	契約課	プロポーザル方式による契約事務について、履行確認とともに履行実績等の検証を書面で実施することについて周知する。

【個別事項】

通No	項目	監査の意見	契約名	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
6	着眼点1	(1) プロポーザル方式による契約とした理由が明確でないもの	山形市プレミアム付商品券事業業務委託	商工観光部	山形ブランド推進課	事業の緊急性や、全体マネジメントの重要性など、プロポーザル方式採用の理由について具体的な記載を行い、適切な事務執行を行うよう努める。
7	着眼点2	(1) 評価基準の最低基準を定めていないもの	山形市コミュニティバス高瀬線運行業務委託(令和2年度)	企画調整部	企画調整課	「公募型プロポーザル方式実施手順について」を確認し、漏れなく最低基準を定めるよう課内職員に周知する。
8	着眼点3	(1) 質問等受付期限後に事業者から提出された質問を受け付けし、また、その質問を公表せず、当該事業者にのみ回答しているもの	新山形市公式ホームページ構築運用事業賃借	総務部	広報課	募集要項に定めた受付期限を厳守するとともに、質問の取扱いについて、公平性と透明性を失することのないよう、適正な事務処理を行う。
9		(2) 事業者からの質問について、課内での決裁を得ずに担当者が回答しているもの	山形市・北秋田市・青森市連携による海外旅行エージェント・メディア等招請業務及び国際樹水サミット山形蔵王開催運営業務委託	商工観光部	観光戦略課	今後、事業者から質問を受けた際は、課内決裁を得てから回答を行うようにし、適切な事務執行に努める。
10		(3) 参加表明を行った事業者の参加資格審査結果について通知していないもの	山形市・北秋田市・青森市連携による海外旅行エージェント・メディア等招請業務及び国際樹水サミット山形蔵王開催運営業務委託	商工観光部	観光戦略課	今後、参加表明を行った事業者に対して参加資格審査結果通知を送付し、適切な事務執行に努める。
12	着眼点4	(1) 賃借伺(業務実施伺)の起案が遅いもの	新山形市公式ホームページ構築運用事業賃借	総務部	広報課	プロポーザル方式による契約は随意契約の業者選定方法の一つであることを再認識し、財務会計の手引に則り、適正な事務処理を行う。
13		(2) 業務実施伺に、契約の方法とプロポーザル方式を採用する具体的理由を記載していないもの	山形城跡本丸御殿CG制作業務委託	まちづくり政策部	公園緑地課	「財務会計の手引き」等の資料を参考にし、指摘内容を確認した。課内でも共有し、今後の業務に反映させる。
14		(3) プロポーザル方式による業務は、業務内容が特殊なため各課で業者選定を行った方が合理的なものに該当するため、各課執行扱いとする旨を業務実施伺に明記することとされているが、記載されていないもの	山形市コミュニティバス高瀬線運行業務委託(令和2年度)	企画調整部	企画調整課	業務実施伺に漏れなく記載するよう、財務会計の手引きを活用し、課内職員に周知する。
15			(仮称)山形市民会館整備基本構想策定支援業務委託	企画調整部	文化振興課	業務実施伺に漏れなく記載するよう、財務会計の手引きを活用し、課内職員に周知する。
16			令和元年度山形市ICTアドバイザー業務委託	企画調整部	情報企画課	業務実施伺に漏れなく記載するよう、財務会計の手引きを活用し、課内職員に周知する。
17		山形城跡本丸御殿CG制作業務委託	まちづくり政策部	公園緑地課	「財務会計の手引き」等の資料を参考にし、指摘内容を確認した。課内でも共有し、今後の業務に反映させる。	

通 No	項目	監査の意見	契約名	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)
19		(4) 新規業務の場合、業務実施伺を契約課に合議することとされているが、されていないもの	(仮称)山形市民会館整備基本構想策定支援業務委託	企画調整部	文化振興課	財務会計の手引きを活用し、課内職員に周知する。
20			山形市公設地方卸売市場経営戦略(経営展望)策定業務委託	農林部	地方卸売市場管理事務所	所属での財務会計の手引きの確認を行い、合議の必要性の確認を行った。 次回以降は、財務会計の手引きを確認し、手続きを適切に行う。
21		(5) 新規業務の場合、業務委託の発注見通しについて契約課に報告することとされているが、されていないもの	都市計画道路の整備に伴う七日町街区整備手法検討業務委託	まちづくり政策部	まちづくり政策課	財務会計の手引で契約方法について確認を行いました。今後は、適正な事務処理を行う。
22	着眼点5	(1) 契約を締結した事業者が企画提案時に提示した目標について、実際に達成されたかを検証していないもの	令和元年度山形市ICTアドバイザー業務委託	企画調整部	情報企画課	企画提案時に提示した目標達成状況を検証した資料について、3年度より供覧する。

教（管）第447号

令和4年3月31日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

令和3年度行政監査の結果に関する措置状況について（通知）

令和4年2月7日付け監第116号で通知のありました行政監査の結果に係る措置状況について、別紙のとおり通知します。

監査結果に係る年度末の措置状況報告書

令和3年度行政監査「プロポーザル方式による契約について」

着眼点1	プロポーザル方式による契約とした具体的根拠及びその理由は適切か。
着眼点2	実施要領等の策定及び審査委員会の設置等は適切に行われているか。
着眼点3	選定の対象となる事業者の募集及び周知等は適切に行われているか。
着眼点4	事業者の選定、審査結果の公表及び契約事務等の手続き等は適正か。
着眼点5	契約において、事業者の提案内容が反映されたものとなっており、また成果の検証はされているか。

通 No	項目	監査の意見		担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)	
1	着眼点3	(3)	参加表明を行った事業者の参加資格審査結果について通知していないもの	山形市立小中学校タブレット端末等の賃貸借(小学5年～6年、中学1年)	教育委員会	学校教育課	事務手続きを入念に確認し、遺漏が無いよう努める。
2	着眼点4	(3)	プロポーザル方式による業務は、業務内容が特殊なため各課で業者選定を行った方が合理的なものに該当するため、各課執行扱いとする旨を業務実施伺に明記することとされているが、記載されていないもの	山形市立小中学校タブレット端末等の賃貸借(小学5年～6年、中学1年)	教育委員会	学校教育課	事務手続きを入念に確認し、遺漏が無いよう努める。